

平成30年度 事業計画

1 日本は国土面積の約7割近くを森林が占めており、国土の保全、水源のかん養、木材及び林産物の供給、地球温暖化防止等、その果たしている役割は極めて重要である。

平成29年末には、林野庁が長年創設を要望していた、森林整備・森林保全を目的とした「森林環境税（仮称）」の平成36年度の創設が決まった。「森林環境税（仮称）」は地方の住民税に上乗せし、約6,200万人から1人/年1,000円を徴収する。集めたお金は国の特別会計で管理し、国は私有人工林の面積や林業就業者数などに応じて自治体に配分することとなる。

平成36年度までの当面の間は、総務省が所管する「交付税及び譲与税配付金特別会計」の借入金で賄うこととなり、林道の新設改良等に今後期待するところが大である。

一方、近年全国各地において局地的な集中豪雨により山地災害が多発し、土砂と流れ出た流木等により下流域に大きな被害が発生し、多くの生命財産が失われた。この流木災害を受け林野庁では「流木災害等に対する治山対策検討チーム」が設置され、国民の生命や財産、安全・安心な暮らしを守るために、流木対策に有効な治山ダムの設置のあり方を検討し、今後の事前防災・減災対策について、より強靭な国土づくりを実施することになった。

なお、治山・林道等の受注工事については、適正な利潤が得られるよう、設計・積算の改善見直し要望を行うと共に、協会においても研修会等を充実し、施工管理技術の向上及び品質管理の研鑽に努めることとする。

また、労働災害、特に重大災害の絶滅には引き続き取り組みを強化すると共に、一般社団法人移行後の公益目的事業についても計画的に進めることとする。

2 平成30年度の事業は下記事項を重点項目として実施する。

- (1) 国有林野事業への協力（治山・林道事業の推進）
- (2) 歩掛等（設計・積算）の見直し改善要望
- (3) 森林土木施工管理講習会等の実施
- (4) 森林文化活動への積極的な取組み（森林は友達！作文コンクールの実施）
- (5) 安全パトロール等による労働災害の防止
- (6) 会員幹部に対する啓発と研修会の実施
- (7) 優良工事施工者及び協会運営功労者への褒賞
- (8) 国有林防災ボランティア協定に基づく災害調査
- (9) 社会貢献活動（ボランティア活動）の実施
- (10) 「林業土木・木製構造物の経年変化に関する調査研究」の実施
- (11) 自然保護活動への協力（小笠原「アカガシラカラスバトサンクチュアリー」）
- (12) 関係団体との連携強化
- (13) コンプライアンス活動の推進
- (14) 「次世代の会」への助成

上記事業計画以外の活動を実施する場合は理事会において決議する。